

高校教育支援事業助成金制度

検定試験費用などを助成し、町外に通う高校生のために

町外の高等学校に在学する生徒の保護者に対し、各種検定試験などの受験費用を次のとおり助成します。

助成対象者 町外の高等学校に在籍する子どもを持つ、町内に住民登録をされている保護者

助成内容 左表に掲げる検定試験などを受験した場合に、受験費用の2分の1以内を助成します

※ただし、助成金額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てた額になります

申請方法 次のものをご用意の上、教育委員会窓口で手続きをしてください。

また、郵送による申請も可能です。なお、交付申請書はホームページからダウンロード可能です

・交付申請書（様式第1号）

・対象となる検定試験などを受験したことを証明する書類・振込口座の通帳の写し

申請期限 検定試験などを受験した日の属する年度の末日までに申請してください

申請・問合せ先 教育委員会学務係 ☎ IP 53・3443

【対象となる検定試験など】

区分	級	実施機関
進学模擬試験		
就職模擬試験		
危険物取扱者試験		
日本語ワープロ検定	2級以上	日本情報処理検定協会
情報処理技能検定（表計算）	2級以上	日本情報処理検定協会
情報処理技能検定（データベース）	2級以上	日本情報処理検定協会
文書デザイン検定	2級以上	日本情報処理検定協会
プレゼンテーション作成検定	3級以上	日本情報処理検定協会
ホームページ作成検定	3級以上	日本情報処理検定協会
簿記実務検定	2級以上	公益財団法人全国商業高等学校協会
簿記能力検定	2級以上	公益財団法人全国経理教育協会
珠算・電卓実務検定	2級以上	公益財団法人全国商業高等学校協会
電卓計算能力検定	2級以上	公益財団法人全国経理教育協会
日本漢字能力検定	2級以上	公益財団法人日本漢字能力検定協会
実用英語技能検定	2級以上	公益財団法人日本英語検定協会
実用数学技能検定	2級以上	公益財団法人日本数学検定協会
その他	町長が特に必要と認める試験も助成対象とします	



温水プール

6/29 (土)

オープン

OPEN

★無料開放日★

6月29日(土) 9月8日(日)

総合体育館の温水プールが6月29日にオープンします。いつも体を鍛えている人はもちろん、普段なかなか運動する機会がない人も、ぜひ今年の夏はお友達やご家族と一緒に温水プールを利用しましょう。

【開館期間】 6月29日（土）～9月8日（日）

★無料開放日 6月29日、9月8日

【開館時間】

	時 間
月～金曜日	15:00～20:00
※夏休み期間 (7/22～8/19)	13:00～20:00
土・日曜日	10:00～16:30

最終入場は閉館20分前まで

【利用料金】

	幼児	小中学生	高校生	一般
当日券	100円	150円	220円	270円
回数券(10回)	880円	1,320円	1,760円	2,200円

【利用上の注意】

- ①就学前の幼児は、保護者がプールに入り付き添うこと
- ②プール内の仕切柵を乗り越えるなど危険な行為はしないこと
- ③一般用プールは、身長が130cm未満の子、25m以上泳ぐことのできない子は利用できません。ただし、身長130cm未満で25m以上泳げる事が確認できる場合、保護者1名がつき添う場合に限り利用できます
- ④その他、監視員・係員の指示に従うこと

問合せ先 教育委員会社会教育係 ☎ IP 53・3443
Eメール syakyo@town.tsukigata.hokkaido.jp

NEWS その他 鉄道用地の譲渡 について

町では鉄道用地について、農業振興に資する活用が見込める場合、農業者へ優先的に譲渡を進めています。また、一般の方についても、普段の生活で使用したいなど、一般利用を対象に、譲渡を進めています。なお、鉄道用地活用の基本方針に基づき、町において活用計画が見込まれる土地は、譲渡できない場合もありますので、お問い合わせください。

譲渡対象者
○農業者譲渡・一般譲渡共通
譲渡後、適切な管理ができる方

○農業者譲渡
次の要件を全て満たす方

- ・町内に住民登録している方
- ・鉄道用地に面した土地を所有している、または耕作している方

○一般譲渡
次の要件を全て満たす方

- ・町内に住民登録している方、町内に事業所などを有する法人または団体など
- ・鉄道用地に面した土地を所有している方

譲渡価格

○農業者譲渡・一般譲渡共通
固定資産評価額により算出（雑種地または山林単価）

譲渡条件

○農業者譲渡・一般譲渡共通
現状有姿での譲渡、またはレール、枕木、電気設備を撤去後に譲渡

○一般譲渡

測量などを含む登記に係る費用の相当額は自己負担

受付期限 10月31日(木)まで
問合せ先 企画振興課地域振興係 ☎ IP53・2325

NEWS その他 技能講習を実施 します

美唄地域人材センターでは、次のとおり技能講習を実施します。

●はい作業主任者技能講習

日時 6月29日(土)・30日(日)
午前9時～午後5時15分

定員 10名

受講料 2万3000円(消費税・テキスト代込)

申込期限 6月19日(水)

●フォークリフト運転技能講習

日時 ①「11時間コース」7月6日(土)・7日(日) 午前9時～午後6時15分

②「31時間コース」7月6日(土)・13日(土)・15日(月) 午前9時～午後6時15分

受講料 ①11時間コース2万5000円 ②31時間コース5万3000円(消費税・テキスト代込)

申込期限 6月26日(水)

●車両系建設機械(整地・運搬・積込み用および掘削用)運転技能講習

日時 7月20日(土)・21日(日) 午前9時～午後6時20分

定員 10名

受講料 4万6000円(消費税・テキスト代込)

申込期限 7月10日(水)

申込・問合せ先 美唄地域人材センター ☎ 63・4218

人 月形町人事異動

●月形町

■町立病院

5月1日付け

▽看護科看護師(新採用) 今井美鈴

6月1日付け

▽看護科看護師(新採用) 細砂美玖

【北陽団地】子育て世代に優遇販売中！

自然に囲まれゆったり生活できる住宅地「北陽団地」を子育て世代に対し価格を優遇して販売しています。

対象 申請時において、申請者または配偶者の年齢が50歳以下で、18歳未満の子と同居する世帯

価格 販売価格の2分の1とします(千円未満切り捨て)

※土地造成費などは、土地購入者負担となります

※隣接地であれば2区画まで購入することができます

分譲条件

代金納入 土地売買契約締結時に土地代金の10%以上を納入、契約締結後30日以内に残りの土地代金を納入していただきます

住宅建築 宅地購入から3年以内に住宅を建築していただきます

転売禁止 宅地購入から5年以内の転売はできません

住宅補助 最大200万円の住宅補助！

分譲宅地に新築した場合、50万円の補助に加え町内業者が建築した場合は、150万円上乗せ



問合せ先

企画振興課企画係 ☎ IP 53・2325

令和6年度 高齢者肺炎球菌感染症予防接種費用助成について

満65歳の方に…予防接種費用を助成します

月形町では、高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の一部を助成します。

■助成対象者

接種を行う日に月形町に住民登録をしている方で、次のいずれかに該当する方が対象になります。

① 65歳の方（65歳の誕生日～66歳の誕生日の前日まで）

② 60～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活を極度に制限される方

③ 60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

■助成額

3500円



■接種医療機関

どこの医療機関で受けても対象となりますが、医療機関により接種費用が違いますのでご注意ください。

月形町立病院以外で接種を希望される方は、直接医療機関へお問い合わせ願います。

■月形町立病院で接種を希望される方

① 接種希望日の1週間前までに、保健福祉課保健係へ予約をしてください

② 問診票と接種費用助成申請書を送付します

③ 接種当日、送付した問診表と申請書を町立病院窓口へ提出してください

④ 月形町立病院の接種費用は8082円です

月形町の助成額3500円を差し引いた金額を窓口でお支払いください

⑤ 月形町立病院では1日5名程度の接種が可能です

■町立病院以外で接種の方

① 接種 予防接種をして窓口で接種費用全額をお支払い

ください

② 申請 令和7年3月31日までに保健センターで助成申請の手続きをしてください

③ 支払 申請書審査後、指定の口座へ助成金額の3500円を振り込みます

■申請に必要な書類

・医療機関から発行された高齢者肺炎球菌感染症予防接種をしたことが確認できる領収書

・通帳の振込先の口座情報のわかるもの

■申請場所 保健福祉課保健係（保健センター内）

■他の予防接種との接種間隔 13日間以上あけて接種してください

■接種予約・問合せ先

保健福祉課保健係（保健センター内） ☎ 53・3155



厚生労働省からのお知らせです
6月は「外国人労働者問題啓発期間」です！

外国人は「ルールを守って」適正に雇用しましょう。

①雇い入れる前に、就労が認められているか
在留資格を確認してください

②外国人の雇入れと離職は、必ずハローワークに届け出てください

③労働保険・社会保険などの加入をはじめ適正な雇用管理を行ってください



問合せ先

ハローワーク岩見沢 ☎ 22・3450 または
岩見沢労働基準監督署 ☎ 22・4490

「STOP 熱中症!クールワークキャンペーン」を実施します

職場での熱中症予防対策を進めていただくため、5月から9月までを期間として「STOP 熱中症!クールワークキャンペーン」を実施します。

昨年は北海道内でも猛暑の影響で職場での熱中症が153件（休業1日以上）と急増し、過去最多となりました。熱中症の発生は7月・8月に多く発生していることから、これからの時期に向け早い段階から予防対策に取り組むことが必要です。

取り組みに当たっては、熱中症予防のための指標である「暑さ指数（WBGT 値）の活用、設備対策、衛生教育などを実施願います。

熱中症に関する資料や講習動画などを用意しておりますので、詳しくは熱中症に関するポータルサイトをご覧ください。

問合せ先 岩見沢労働基準監督署 ☎ 22・4490



▲ポータルサイト

～地域を守る新たな力～

月形消防団のお知らせ

わたしたちが地域の安全を守ります！

4月1日、月形支署にて退団者4名、昇格者6名、入団者2名の辞令交付式が行われました。3月31日をもって退団された元副団長 齋藤隆幸氏は、35年もの長きにわたり消防団活動にご尽力され、消防団の発展と町民の安全に多大なる貢献をされました。また、新入団員として2名の方々は新たな決意を胸に渡邊団長から辞令が交付され、入団者の皆さんには地域防災の要として今後の活躍が期待されます。

退職（3月31日付）

団本部	副団長	齋藤 隆幸
団本部	団員	岡崎 のどか
第1分団	団員	伊藤 真時
第1分団	団員	若井 新吾

任用（4月1日付）

第1分団	団員	有馬 由騎
第2分団	団員	齋藤 大弥



（辞令交付式のようす）



昇格（4月1日付）

団本部	副団長	高木 興樹
団本部	本部長	青柳 哲也
第2分団	分団長	小林 衡
第2分団	副分団長	目黒 隆紀
第2分団	部長	鈴木 哲也
第2分団	班長	相田 晶仁

国民健康保険・後期高齢者医療保険からのお知らせ

～ジェネリック医薬品の利用について～

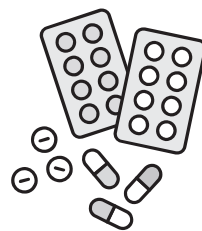
■ ジェネリック医薬品の利用について ■

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口に「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。

「希望カード」が必要な方は住民課戸籍保険係までお問い合わせください。

◆ ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品は、厚生労働省が先発医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能・効果が同等と認めた医薬品です。製品によっては大きさ、味、においの改善、保存性の向上など、先発医薬品よりも工夫されたものもあります。



◆ 効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。

※ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう

もしも、ジェネリック医薬品が身体に合わない場合は、これまでに使用していたお薬（先発医薬品など）に戻すこともできます。お薬を受け取った薬局へ相談してください

◆ 価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなる場合があります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

問合せ先

住民課戸籍保険係 ☎ IP 53・2323

後期高齢者医療制度のお知らせ

～令和6年度の保険料などについて～

■7月に保険料額をお知らせします

令和6年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

＜＜保険料の計算方法＞＞

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline \text{【1人当たり保険料】} \\ \hline \text{52,953円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \hline \text{【本人の所得に応じた額】} \\ \hline \text{(令和5年中の所得-最大43万円) × 11.79\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料} \\ \hline \text{【限度額80万円】} \\ \hline \text{(100円未満切捨)} \\ \hline \end{array}$$

○1年間の保険料の上限額は、80万円になります

○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します

※「所得」とは前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです

※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります

◆保険料の軽減

①均等割の軽減

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

昭和34年1月1日以前に生まれた方の公的年金などに係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。



対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合 令和6年度
43万円+10万円+×(給与所得者などの数-1)	7割
43万円+(29万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者などの数-1)	5割
43万円+(54万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者などの数-1)	2割

※給与所得者とは、以下のいずれかに該当する方となります

・給与などの収入金額が55万円を超える方

・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります。

(52,953円→26,476円)

※被用者保険とは、協会けんぽなど、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません

◆保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。（申し出によって「口座振替」も可能）ただし、次の(1)～(3)のいずれかに当てはまる方は「年金天引き」の対象となりません。「納付書」または「口座振替」にてお納めください。

(1)介護保険料が「年金天引き」されていない方（年金額が年額18万円未満の方）

(2)介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分以上を超える方

(3)新たに制度に加入された方の半年の期間

※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます

◆保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は**住民課戸籍保険係**へご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し保険料のお支払いが困難な場合は、保険料の減免を受けられる場合があります。

問合せ先

住民課戸籍保険係 ☎ IP 53・2323 / 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011・290・5601